

第3学年 社会科学習指導案（公民的分野）

日時：平成28年7月7日（木） 5校時

場所：3年B組（教室）

学級：3年B組（男子18名 女子15名 計33名）

指導者：中村 愛

1 単元名 第2章 人間を尊重する日本国憲法 第2節 憲法が保障する基本的人権

2 単元について

（1）教材観

本単元は、学習指導要領公民的分野の内容（3）ア「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」にあたり、人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を理解させることをねらいとしている。そこで本単元では、日本国憲法の基本的原則を具体的な生活とのかかわりから学習させ、自由・権利と責任・義務の関係を社会生活の基本として広い視野から正しく認識させることが必要である。

基本的人権は、だれもが生まれながらにもっている権利であり、私たち人類が長い歴史の中で権利の獲得を目指し努力してきた結果得られたものである。この権利は現在および将来の国民に対して「侵すことのできない永久の権利」として定められている。日本国憲法では、自由権、平等権、社会権、基本的人権を守るための権利（参政権、請求権）の4つが規定されているほか、幸福追求権（13条）や生存権（25条）をもとに「新しい人権」の保障が求められるようになってきている。いずれの権利も必要不可欠なものであり、民主主義を基盤とした社会の形成のためにも重要な権利である。その重要性について日常の具体的な事例を通して理解を深めさせるとともに、人権保障の背景には責任と義務が伴うことをとらえさせる事は、今後の社会を形成していく生徒にとって非常に重要である。

（2）生徒観

本単元に関連する既習事項として、生徒たちは歴史的分野の学習において、過去イギリスやフランス、アメリカで人権獲得のために革命が起こったことや、大日本帝国憲法下における人権の制限を学習してきた。そこでは人権が侵害され、人々にとって苦しい時代があったことを理解して来ている。

一方、昨年度の岩手県学習定着度状況調査からわかる生徒の実態としては、「複数の資料を関連づけて説明することが苦手だ」ということがあげられる。また、社会科の授業に対しては、一生懸命取り組む姿勢を持っているが、自分の意見を主張することを苦手としている生徒が多く、自信を持って大きな声で発言する生徒は一部に偏っている。

（3）指導観

上記の実態を踏まえ、本単元の指導に当たっては、人権の侵害に関する具体的な資料を効果的に活用し、社会の発展に伴う新しい人権問題や、その他の基本的人権に関わる問題が解決されていく過程について、既習事項や日本国憲法をもとに自分なりの考えを持たせたい。そこで、単元を貫く学習課題を「私たちが自分らしく幸せに生きるためにどのような権利が保障されているのだろうか」と設定し、憲法に規定されている基本的人権及び新しい人権が何を保障しているのか考えさせていく。また、基本的人権は憲法に

明記されているが、それが確立するまでには様々な事例があったことを、判例をもとに理解させ、現代でも人権獲得のための努力が続けられていることに気づかせたい。

以上のように、人権を保障するために長年の努力があることを理解させ、人間尊重の考え方について根拠を持って自分の意見を主張することができるよう、資料の読み取りと、読み取った事実を関連づけて説明するための指導の工夫を図っていく。

3 単元の目標と評価規準

(1) 単元の目標

基本的人権を中心とした人間尊重についての考えを深め、法の意義を理解する。

(2) 単元の評価規準

| 社会的な事象への関心・意欲・態度 | 社会的な思考・判断・表現 | 資料活用の技能 | 社会的な事象についての知識・理解 |
|--|--|---|---|
| 基本的人権を中心とした人間の尊重についての考え方に対する関心を高めると共に、基本的人権の内容を意欲的に追究することができる。 | 人間尊重の立場から社会に現存する様々な人権問題について、根拠を元に公正に判断し論述することができる。 | 単元を貫く学習課題を解決するために必要な、人間尊重の考え方と法に関する複数の資料から、情報を適切に選択し、読み取ったり、図表にまとめたりすることができる。 | 日本国憲法に規定されている「自由権」「平等権」「社会権」「基本的人権を守るための権利」および新しい人権について理解するとともに、人権を守るために責任と義務があることを理解できる。 |

4 単元の指導計画 (総時数 11 時間)

- (1) 自由権 2 時間
- (2) 平等権 2 時間
- (3) 社会権 2 時間
- (4) 新しい人権 2 時間 (2 / 2 本時)
- (5) 参政権と請求権 1 時間
- (6) 国際社会における人権 1 時間
- (7) 責任と義務 1 時間

5 本時の指導

(1) 目標と具体的評価

| 目標 | おおむね達成【観点】 | 未達成の場合の支援 |
|--|---|--|
| 自己決定権を行使する時には「一人一人の考え方が違うこと」「周りの意見も尊重して決めることが必要なこと」という2つの視点が大事だということを、学習した用語を使って表現する事ができる。 【思考・判断・表現】 | 資料に基づいて課題に対する自分なりの意見を表現する事ができる。 【思考・判断・表現】 | 資料を結びつける際の視点が「比較」「関連」「総合」のどれになるか指導し書かせる。 |

(2) 指導の構想

別紙 授業構想シート参照

(3) 展開

| 段階 | 学習内容 | 学習活動 | 教師の指導・支援 ○評価【観点】●UD視点 |
|--|--|--|--|
| 導入 8分 | (2分前学習) 1 課題提示 2 学習課題の把握 | (憲法13条と25条をペアで確認する) 臓器移植法改正について理解する 移植カードが自己決定権の一つであることを理解する | (・ペアで説明しあう ●スパイラル化) ・運転免許証を提示する ●視覚化 |
| 展開 35分 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 学習課題 自分らしく生きるための権利を行使するときに必要なことは何だろう。 </div> 3 予想 4 追究活動 ・資料の読み取りを個人で行った後全体で確認する。 ・学習課題について複数の資料を関連付けながら説明する。 5 交流活動 ・グループで交流する ・全体で交流する 6 検証する | <ul style="list-style-type: none"> ・周りの人の意見を聞く ・自分の考えを主張する 資①延命治療に関する意識調査 資②東海大学安楽死事件 資③インフォームドコンセント 資④セカンドオピニオン 資料①～④を比較・関連・総合してわかる事をまとめる ・①②を比べると延命措置を望まない人が多いのに延命措置をやめた医師が殺人罪に問われているのがわかる。 ・③と④の共通点はいずれも患者の意思で治療が進むことである。 | 生徒に配布しノートに貼らせる資料と、TVに映す資料を準備する ●視覚化 ○学習課題に対して自分なりの考えを持つことができる。 【思考・判断・表現】 ホワイトボードに記入 ●共有化 |
| 終末 7 | 7 振り返り 8 全体で交流する | ポートフォリオにまとめる | ○学習課題に対して自分なりの考えを持つことができる。【思考・判断・表現】 |
| <p> わかったこと：自己決定権を使う時は、セカンドオピニオンやインフォームドコンセントのように他の人の意見を聞きながら、最終的には自分の生き方を自分で決定しそれを表明していくことが大切である。 考えたこと：単なるわがままではなく、家族や友達など大事な人たちの気持ちも考えて最終的に自分がどうしたいのかを考えることが大事だと思った。 </p> | | | |

(4) 板書計画

| | | | |
|---------------|-------------------------------|---------------|-----------------------------------|
| 課題 | 自分らしく生きる権利を行使するときに大切なことは何だろう。 | ホワイトボード | |
| 予想 | ・周りの人の意見を聞く ・自分の意見を主張する | | |
| 調べる | ②東海大学安楽死事件 | ③インフォームドコンセント | ④セカンドオピニオン |
| ①延命措置に関する意識調査 | 確かめる | | ・自分で自分の生き方を決める権利を持っている (自己決定権) |
| まとめる | | ポートフォリオ⑧ | |